

つくばみらい市ネーミングライツスポンサー募集要項

1 目的

市有施設の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の活用により、民間事業者等から新たな財源等を得て、施設の維持管理・運営に資するとともに、愛称による施設への親しみや施設の知名度向上を図ることを目的とします。

2 対象施設等

【別紙1】募集対象施設一覧及び【別紙2】施設概要のとおりです。
最低希望金額には、消費税及び地方消費税を含んでおります。

3 応募資格

ネーミングライツのスポンサーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、つくばみらい市ネーミングライツ事業実施要綱（平成30年つくばみらい市告示第9号）第4条（規制業種又は事業者）各号に該当しない法人が応募できるものとします。なお、個人での応募はできません。

4 ネーミングライツの付与期間（契約期間）

原則として、準備から原状回復に要する期間を含めて3年以上5年以内の期間で応募してください。

5 ネーミングライツ料

原則、年単位での設定とします。金額には、消費税及び地方消費税は含めてください。契約期間が年度途中からとなる場合は月割りにより計算します。

6 ネーミングライツ料の使途

原則、当該対象施設等のサービス向上のために必要な事業の財源（運営、管理費等）とします。

7 ネーミングライツ事業導入に伴う費用負担

費用負担については、以下のとおりです。

費用負担の区分	市	スポンサー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示の変更（施設看板、道路標識）（注1）		○
原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市のホームページの表示変更（注2）	○	

注1 敷地内外の表示の変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定します。

なお、屋外への愛称看板設置については、茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）等の関係法令を遵守していただきます。

注2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定します。

8 ネーミングライツ付与の条件

（1）愛称

①つくばみらい市ネーミングライツ事業実施要綱第6条を満たす名称とします。

②施設等の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいもので、日本語又は英語（アルファベット）を使用するものとします。法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。

③正式名称は変更せず愛称とし、契約期間中は、愛称の変更をすることができません。また、愛称が定着するまでの間、正式名称を併記させていただくことがあります。

(2) スポンサーメリット

①愛称による施設等名称看板、施設等内看板等を設置できます。

愛称看板等の意匠・構造・設置方法等については、つくばみらい市と協議の上、スポンサーにおいてご検討いただきご提示願います。

②スポンサーによる広報活動又は広告・販売活動において施設名称を使用することができます。

スポンサーにおいて使用する際には、あらかじめつくばみらい市にその内容を書面にて報告していただきます。

③つくばみらい市の公式ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を表示します。また、愛称の普及のため、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。

(広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。)

④愛称使用期間(契約期間)満了の6か月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際して優先して協議を行います。

⑤特典を設定することができます。

施設の特性に応じて、商品販売・広告スペースの設置等のスポンサー特典等を設定できます。(特典の詳細は、契約時の協議事項となります。)

9 応募について

(1) 1者で複数の施設等に係る応募をしていただくことができます。

(2) 応募の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 軽微な変更を除き、提出された書類の内容は変更できません。(ただし、審査の結果などに基づく、協議による変更を妨げるものではありません。) また、提出された書類等は返却いたしません。

(4) 応募を途中で辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(5) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

10 手続きの流れ(概要)

(1) 応募受付・申込み

(2) 市ネーミングライツ審査会(以下「審査会」という。)にて審査

(3) 応募者への結果通知(契約前最終確認、契約・公表)

(4) 愛称の使用開始

11 応募方法

(1) 提出書類

①ネーミングライツ申込書(様式第1号)

②印鑑証明書(法人の代表者印)(原本)

③会社概要及び直近3か年の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)

④法人の登記事項証明書

⑤国税及び地方税に滞納がないことを証明する書類(直近1年分。発行日から3か月以内のものに限る。)

・市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

⑥地域貢献の実績又は今後の計画

⑦愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの

(2) 提出部数

1部

※2施設以上に申込をする場合は、申込施設ごとに申請書をご用意ください。

(3) 提出方法

持参、郵送、又は電子メール

(4) 提出期間及び提出先

ア 提出期間

随時募集中（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

イ 提出先

〒300-2395 つくばみらい市福田 195

つくばみらい市役所総務部財政課管財係

TEL : 0297-58-2111（内線 2206）

E-mail : zaisei01@city.tsukubamirai.lg.jp

(5) 留意事項

①応募に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、応募者にご負担いただきます。

②提出書類等は関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、つくばみらい市情報公開条例（平成18年つくばみらい市条例第9号）に基づき開示することがあります。

12 選定方法・選定の基準

選定に当たっては、審査会において、応募資格、応募条件（ネーミングライツ料、契約期間）、愛称、その他の応募内容、経営状況等を総合的に審査し、その結果を基に市長が優先交渉者及びその順位を決定します。

また、応募者が1者のみの場合も、審査会においてネーミングライツのスポンサーとしてふさわしいかどうかを審査します。また、選考の際に一般市民に意見を募集し、参考とする場合があります。

13 審査結果の通知、公表

審査の結果は、応募者に文書で通知します。審査の結果、選定基準を満たす者がいない場合には、スポンサーを選定しないこととします。

市は優先交渉者と締結に向けた協議を行い、合意が成立し正式に契約を締結した後、その法人名、施設等の「愛称」、ネーミングライツ料等について報道機関に対し公表します。なお、選定されなかった応募については、公表しません。

14 契約の解除

スポンサーの候補者資格を得た後、若しくは契約締結後において、スポンサーが応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、スポンサーとして適当でないと認められるときは、市は速やかに決定の取消し及び当該契約の解除をするものとします。その場合、原状回復に必要な費用は、応募者又は現行スポンサーの負担とします。

15 お問い合わせ先

ネーミングライツに係る応募書類をご提出いただく前に、まずは下記へお問い合わせください。

〒300-2395

茨城県つくばみらい市福田 195 番地（市役所伊奈庁舎 2 階）

つくばみらい市総務部財政課

TEL : 0297-58-2111（内線 2206）

FAX : 0297-58-5631

E-mail : zaisei01@city.tsukubamirai.lg.jp